

徳島県議会規程第二号

徳島県議会公文書管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和八年三月二十四日

徳島県議会議長 井 川 龍 二

徳島県議会公文書管理規程の一部を改正する規程

徳島県議会公文書管理規程（令和五年徳島県議会規程第四号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中「には」を「のうち次に掲げるものには」に、「押印しななければならない」を「押印するものとする」に改め、ただし書を削り、各号を次のように改める。

- 一 法令、条例、規則その他の規程により公印の押印が必要とされる紙文書
 - 二 県又は相手方の権利義務又は法的地位に重大な影響を及ぼす紙文書（局長が別に定めるものを除く。）
 - 三 事実の証明に関する紙文書その他の内容が真正であることを証明する必要がある紙文書（局長が別に定めるものを除く。）
 - 四 前三号に掲げるもののほか、公印の押印が必要と認められる紙文書
- 様式第二号中 「登録例文・共通例文・公印設置」を「登録例文・共通例文」に改める。
その他（ ） 「その他」 「その他」

附 則

この規程は、令和八年四月一日から施行する。